

議案第 8 号

つくばみらい市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市手数料の特例に関する条例（令和 4 年つくばみらい市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「普及」を「利活用」に改める。

第 2 条中「100 円」を「10 円」に改める。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

マイナンバーカードを使用した多機能端末機による証明書交付手数料と引下げ期間について、市民が窓口に行かなくても行政サービスを受けられる効果的な施策の一環として見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市手数料の特例に関する条例(令和4年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表

改正案	現行
(趣旨) 第1条 この条例は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の<u>利活用</u>を促進し、行政手続における市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、つくばみらい市手数料条例(平成18年つくばみらい市条例第44号。以下「手数料条例」という。)の規定に基づき徴収する手数料について、特例を定めるものとする。 (手数料の特例) 第2条 個人番号カードを用いて、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により、次に掲げる種類の証明書等の交付の申請を行う場合の手数料については、手数料条例第2条の規定にかかわらず、<u>10円</u>とする。 (1)～(6) (略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。	(趣旨) 第1条 この条例は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の<u>普及</u>を促進し、行政手続における市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、つくばみらい市手数料条例(平成18年つくばみらい市条例第44号。以下「手数料条例」という。)の規定に基づき徴収する手数料について、特例を定めるものとする。 (手数料の特例) 第2条 個人番号カードを用いて、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により、次に掲げる種類の証明書等の交付の申請を行う場合の手数料については、手数料条例第2条の規定にかかわらず、<u>100円</u>とする。 (1)～(6) (略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。